

大阪労働局発表による近畿の労働災害事故

厚生労働省大阪労働局は去る4月に、大阪府下の平成12年1月から12月までの労働災害事故による死亡災害等について取りまとめを行っています。今回は、その結果発表をご紹介します。

★平成12年 近畿の死亡事故件数

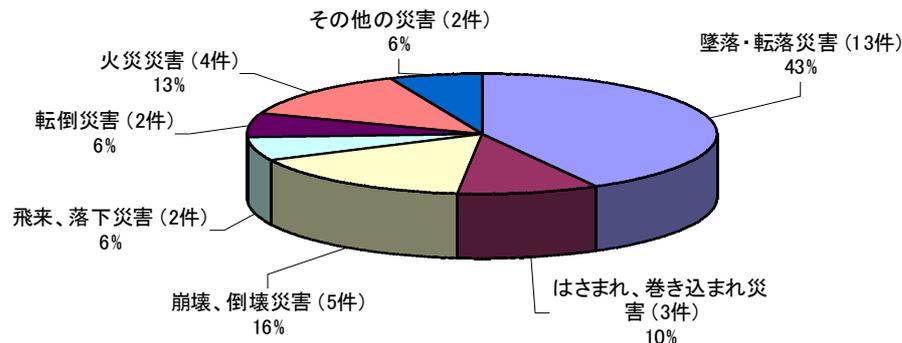
近畿（大阪府を始めとする2府4県※福井県は含まれていない）の死亡事故について府県別に分類すると次の表のようになり、建設業は全産業の約4割を占めています。さらに府県別で見ると、大阪府と兵庫県を合わせると近畿で発生した死亡事故の約6割を占めています。また、昨年と比較すると全産業では約11%増加しており、その内、建設業は約15%増加しています。

大阪労働局労働基準部安全課資料

業種	平成12年（1月より12月末日まで）														
	大阪	前年同期	京都	前年同期	兵庫	前年同期	滋賀	前年同期	奈良	前年同期	和歌山	前年同期	計	前年同期	増減率
全産業	103	86	37	27	89	84	35	27	16	26	23	24	303	274	10.6%
建設業	31	22	14	12	37	36	12	6	6	9	9	10	109	95	14.7%

★平成12年 大阪府下の死亡事故内訳

大阪府下の死亡事故について内容別に分類すると、“墜落・転落災害”が13件と約4割を占めており、次に“崩壊、倒壊災害”、“はさまれ、巻き込まれ”が続ぎ、これらで約7割を占めています。



☆近畿地方整備局管内直轄請負工事における死亡事故

平成12年度（H12.4～H13.3）の近畿地整管内直轄請負工事における、工事作業が起因して、工事関係者が死傷した事故（労働災害事故）の件数と死亡者数を事故分類別に区分すると以下の様になり、大阪労働局の分類による“墜落・転落災害”に相当する“墜落”“転倒・滑落”が近年増加する傾向にある事が伺えます。

年度	区分	墜落	転倒・滑落	飛来・落下物	建設機械等							自動車等	自転車	その他	合計
					クレーン	バックホウ	削孔機	草刈機	切削機	自動車等	その他				
平成10年度	事故件数	1	3	1	3	3	1	3		1		11		2	18
	死亡者数	1				1				1		2		2	5
平成11年度	事故件数	4	8	3	1	7		1	1	4	2	16	4	3	38
	死亡者数					3		1	1			5			5
平成12年度	事故件数	4	9	1	2			1		1	5	9	2	4	29
	死亡者数	1									1	1		1	3

墜落・転落事故を防止するために・・・安全帯使用を徹底する事が重要！！

安全帯の着用は、墜落事故を防ぐ有効な手段です。橋梁下部工事や法面防災工事など墜落・転落事故の恐れのある工事について、現場での安全教育の中に「安全帯の着用」については必ず諺われ、作業前ミーティングにおいても作業員の安全帯着用状況の確認が行われています。この様に「安全帯の着用」は墜落・転落の恐れのある作業現場での当たり前の装備として認識されているようです。

ただし、いくら作業員が安全帯を身に付けていても、腰にぶら下げたままで、必要なときに使わなければ何の役にも立ちません。ところが実際には、安全帯を着けていたにもかかわらず、それを使わなかったことが原因で墜落・転落事故が起きています。

安全管理者においては、作業員に安全帯を着用させればそれで終わりではなく、作業現場で作業員が安全帯を確実に使用している事を確認出来ていなければ片手落ちであると言えます。

また、作業員が安全帯を使わなかった理由としては、すぐ手近に使いやすい取り付け設備が設けられていなかった事、移動の際に安全帯の接続が邪魔になり安易に取り外した事等が上げられます。

これらの事から、安全帯のロープ接続については、親綱や接続箇所を、過不足無く設置しておき、作業をするにあたり手軽に安全帯を接続する事が出来るように、また移動時の安全帯の付け替えについては、安全帯に補助フックを増設する等により、ダブルフックにて、安全帯が接続されていない状況を完全に無くなどの設備による安全対策が必要であると思われます。

従って建設現場において安全帯の不使用を防止するには、安全帯の着用を安易に口にするだけでなく、作業場所の状況を事前に把握し、作業性に配慮した、しかるべき取り付け設備・装備を講じる事が肝要です。



5月の事故速報

(平成13年5月31日現在)

発生日時	発生場所	事故の状況
5月5日 13:10	奈良県	高水護岸工事において、昼の休憩直後に作業員用休憩場所（プレハブ造）から出火し、休憩所及び仮設便所が全損した。 〔物損：作業員休憩所一棟、仮設便所、看板一枚 損傷〕
5月15日 22:00	京都府	共同溝工事において、シールド工の掘進作業を行っていたところ、木津川左岸堤防の堤体の一部が約40cm（2.5m×4.5m）の範囲で陥没した。 〔物損：堤体法面部約40cm（2.5m×4.5m）陥没〕
5月16日 15:20	兵庫県	舗装修繕工事において、片側交互通行規制区域内でバックホウを後進させながら掘削作業を行っていたところ、規制区域内で一般車の交通誘導をしていた交通整理員と接触した。 〔交通整理員：右足甲骨折 全治6週間〕
5月17日 11:30	兵庫県	高架橋上部工事において、円筒型枠浮き止め防止鉄筋の溶接作業を行っていたところ、溶接の火の粉が支保工の下にあるコンクリート養生マットに引火した。 〔物損：型枠、足場板、型枠支保工 損傷〕
5月18日 11:50	京都府	トンネル工事における浮石除去作業において、重ダンプ運転手が運搬終了の打合せ後、油圧ブレーカー横でプラントマンと会話をしていたところ、油圧ブレーカーが稼働し、そのキャタピラと接触、負傷した。 〔重ダンプ運転手：左足小指薬指脱臼〕
5月21日 9:10	兵庫県	共同溝工事において、片側5車線道路の内、路肩側3車線の通行規制による立坑占用帯で、作業員が作業にあたり支障となるユニック車を退場させようと、交通整理員の誘導無しに仮設車両乗り入れ部で方向転換を行っていたところ、車体後部が車道にはみ出し、走行して来た一般車と接触した。 〔第三者：頭部外傷、頸部捻挫等 全治2週間〕
5月21日 10:30	福井県	魚道ゲート設備新設工事において、水圧配管の耐圧試験の準備を行っていたところ、誤って微調節ゲートのフランジをゆるめたために作動水が噴出した。すぐにフランジボルトを締め直したがOリングが破損しており、作動水の流出が止まらず微調節ゲートが全開になり、過放流の状態となった。 〔物損：水圧配管のOリングが破損 一時的に過放流となった〕
5月24日 8:43	京都府	保守点検作業において、作業現場へ移動途中の交差点で、右折していたところ直進して来た一般車と接触した。 〔第三者：頭部と膝の打撲〕
5月25日 0:20	大阪府	舗装修繕工事において、2人乗りの原付バイクが誤って道路規制内の工事現場に入し、施工途中の段差（5cm）にハンドルを取られ転倒した。 〔第三者：頭部と膝の打撲〕